

**2026年（令和8年）6月1日より
入院時食事療養費及び入院時生活療養費が
改定されます**

●入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表の自己負担が必要です。

70歳未満	70歳以上	標準負担額(1食当たり)	
		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
一般及び現役並み所得者の方 (ア・イ・ウ・エ)		510円	550円
難病患者の方		300円	330円
住民税非課税 (オ)	低所得Ⅱ (*1)	過去1年間の入院期間が90日以内	
		240円	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	
		190円	220円
	低所得Ⅰ (*2)	本3・北2・北3・北6・北8にご入院の場合	
		110円	130円
		本2・北5病棟にご入院の場合	
		140円	160円
本2病棟・北5病棟の方		生活療養標準負担額（居住費）（1日につき）	
64歳以下		0円	0円
65歳以上		370円	430円

注：

- (*1) ①世帯全員が住民税非課税であって、(*2)以外の方
 (*2) ①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方、
 あるいは②老齢福祉年金受給権者の方
 なお、(*1)、(*2)に該当する方は医療保険の保険者が発行する〔減額認定証〕が必要です。